

地域活性化総合特別区域指定申請書

西企調第87号
平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

西条市長 伊藤 宏太郎

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

西条農業革新都市総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

(ア) 市町村の区域に基づき指定する場合

- ・西条市の区域

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域
特になし

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

当市は、日本経済団体連合会（以下、「経団連」と称す）が推進する「未来都市モデルプロジェクト」の実証地域に選定されており、先進技術の導入などを通じた農業分野における革新を目指す取組が現在進行中である。

本申請においては、このことを契機として農業者や企業など様々なプレイヤーが有する強み（技術力、情報力、資金力、マーケティング力等）を結集して取組を進めることにより、農業分野へ顧客志向や他産業のノウハウを取り入れ、生産性の高いビジネスモデルを構築し、ひいては、わが国農業分野の総合力を向上させ、世界に通用する産業へ発展させるとともに、食の安全保障体制の確立へと繋げていくことが目標である。

・解説

当市は、平成14年度の施政方針において「総合6次産業化」の推進を提唱して以来、全国に先駆けて地域資源の有効活用、農産物の生産・加工・流通の一体化等に取り組んできたところである。これまでに積み上げてきた主な実績は次のとおりである。

- ①地域技術である「MH冷水製造システム」を活用して農水産地で集荷・加工・貯蔵し消費地に供給するシステムを構築することにより、農水産業、食品製造業等の食料産業の集積を図る「食品加工流通コンビナート構想※」を平成16年に提唱し、翌年3月に地域再生計画の認定を受けた。
- ②平成18年7月には、同構想に基づき「西条食料産業クラスター協議会」を立ち上げる等、地域の連携体制強化を図る取り組みが、食料産業クラスター推進事業（農林水産省）の優良事例として、全国で5箇所のモデル地区のひとつに選定された。なお、当協議会には市内JAや市内企業、行政関係者が参画した他、今回の総合特別区域指定申請に合わせて設立した「西条農業革新都市」

地域協議会で会長を務める愛媛大学農学部大隈満教授が会長を務め、まさに「西条農業革新都市」地域協議会の先駆をなす会議として機能した。

- ③西条食料産業クラスター協議会の活動の中でも、地場産品輸出部会の活動は特に全国的な注目を集めた。平成18年度から取組をスタートしたタイ国、香港、台湾へ向けた「地場産品輸出販路開拓事業」は、地元で設立した地域商社（石鎚商事株式会社）が現地商社と連携することで地域発の定期コンテナ便を開設するに至り、平成20年度では約420万円であった輸出金額が平成22年度には約3,500万円を記録し、平成23年度には半年間で前年度実績を上回る状況にある。そのような成果を受けて、平成22年4月に農商工連携ベストプラクティス30（経済産業省、農林水産省）に選ばれた。

当市は、まさに世界に通用する農業の実現を目標に取組を推進してきたが、地域農業活性化の推進力となる力強いプレイヤーの不在が常に課題となり、それらの取組による成果の波及範囲は限定的なものであった。そのような状況の中で、当市は「未来都市モデルプロジェクト」実証地域に指定されるという大きなチャンスを得たのである。

本申請は、こうしたこれまでの蓄積に加え、「未来都市モデルプロジェクト」実証地域の指定を機に、地域の更なる発展・高度化を図らんとするものであり、“儲かる農業経営”の成功事例を確立するとともに、経団連プロジェクトの全国的な発信力を活用し、わが国農業のあり方に対して新たな提言を投げかけようとするものである。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：新しく拡大した販路による販売額（年度別）

数値目標(1)：0円（H22年度）→10億円（H27年度）

評価指標(2)：食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数（累計）

数値目標(2)：0件（H23年9月現在）→10件（H27年度末）

評価指標(3)：農業経営費（年度別）

数値目標(3)：先進地並みのコスト水準の実現（レタス：19.1万円/10a）

評価指標(4)：年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数

数値目標(4)：64経営体/3896経営体中（2005年農林業センサス）→57経営体/3348経営体中（2010年農林業センサス）→80経営体（2015年農林業センサス）

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標(1)の目標達成に寄与する事業としては、

- 農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上
- 食産業関連事業の創設・誘致 を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上：事業成果が直接的に数値目標の上昇へと結びつく事業内容であり、寄与度が高い。
- 食産業関連事業の創設・誘致：加工や流通体制の充実は、販路の多様化と販売価格の向上へと繋がることから、寄与度は一定程度高い。

数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、

- 食産業関連事業の創設・誘致
- 先進技術を用いた省力化の推進 を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 食産業関連事業の創設・誘致：安定した生産基盤を形成した上で食品加工体制の構築に積極的に取り組むことで、生産者・加工業者の双方にとって事業のフィージビリティが高まり、企業参入を促す効果が期待されることから、寄与度が高い。
- 先進技術を用いた省力化の推進：既に大規模化されている農地を企業に開放することによって、企業による資本と技術を用いた生産モデルが構築され、企業の農業参入を一層促進することに資するものと目されることから、寄与度が高い。

数値目標(3)の目標達成に寄与する事業としては、

- 先進技術を用いた省力化の推進 を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 先進技術を用いた省力化の推進：先進技術の導入により省力営農モデルが構築され、その成果が地域の生産者に共有されることで、コストダウンが進むことから、寄与度が高い。

数値目標(4)の目標達成に寄与する事業としては、

- 農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上
- 食産業関連事業の創設・誘致
- 先進技術を用いた省力化の推進
- 企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入 を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- 農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上：新たな販路の開拓によって農家の所得向上の蓋然性が高まることから、寄与度が高い。
- 食産業関連事業の創設・誘致：食産業集積の形成が進むことによって、従来は規格外とされてきた農産物を有効活用することが可能となるほか、販路の多様化にも資することから、寄与度が高い。
- 先進技術を用いた省力化の推進：先進技術の導入により省力営農モデルが構築され、その成果が地域の生産者に共有されることで、コストダウンが進み、所得向上効果が期待できることから、寄与度が高い。
- 企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入：小水力発電設備を設置することは、有効活用されていない農業水利施設の有効活用を促進させ、農業者の負担軽減へと繋がることから、寄与度は一定程度高い。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

・政策課題の考え方

わが国農業が世界に通用するようになるためには、生産者が一経営体として自立可能な所得を得ることができ、意欲を持って安定的に営農活動が継続できる仕組みを構築することが重要である。所得を高めるには、①農産物販売金額の増加、②農業生産の低コスト化が必要であり、二つの観点から同時に取組みを進めることが重要である。

a) <<農産物販売金額の増加>>

解説：販売金額を増加させるには、新たな販路の拡大や産地への食産業の集積などが考えられる。前者については、販路開拓のエリアを近隣地域へ限定してしまうのではなく、国内外を問わず安定的な販路の拡大を図ることが望まれ、特に葉物野菜については鮮度をいかに保持するかが課題となっている。厳しい状況に置かれる地域農業の現場においては、今後は、当市のように地元JAと大手企業が共同出資によって新会社を設立して農業活性化に取り組む連携モデルが増えてくることが想定されるが、そのような企業による農商工連携への取り組みを積極的に応援することができる環境整備が必要である。後者については、生産に加えて加工・流通までの関連産業を産地へ集積することで、安定的な販路の確保や

加工品開発による新規需要の掘り起こしなど、農業者の所得向上に資する新たな効果の創出が望まれる。しかし、加工・流通企業は必ずしも産地に立地しているとは限らず、当市においても同様の状況に置かれている。

◇対象とする政策分野：q)農水産業・食品産業

b) <<農業生産の低コスト化>>

解説：農業生産コストの低減には、先進技術を用いた省力化の推進のほか、持てる地域資源の活用戦略の立案を促進するための環境整備などが考えられる。前者については、先進技術導入による省力化の効果を最大限発揮させるため、集約化された大規模農地を確保することが望まれるが、わが国の農地は海外諸国と比較してほ場規模が小さく、いかに大規模農地を確保するのかが課題となっている。実際に、株式会社サンライズファーム西条が第一段階にて確保した約5haの農地は、地元JAの協力を得て約半年間をかけて調整したにもかかわらずバラバラの状態（6区分、平均面積0.8ha）であり、集約化の目途が立っていない。また、後者については、様々な地域資源の活用戦略を立案することが考えられる中で、特に土地改良区が主体となった農業水利施設への小水力発電設備の積極的導入について着目している。土地改良区が単独で一連の業務に取り組むには、一連の手続きや設備設置に関するノウハウが乏しい状況にあるため、小水力発電設備の導入が十分に進んでいない状況にある。そのため、一連の手続きの簡素化や設備設置に関するノウハウを有する企業との連携促進など、制度等の改善の余地が残されている。

◇対象とする政策分野：q)農水産業・食品産業

イ) 解決策

a) <<農産物販売金額の増加>>の解決策

○地元JAと大手企業の共同出資によって設立された企業が、積極的に農商工連携に取り組むことで農業活性化へと繋がるものと考えられるが、当該分野の主要な支援制度である新事業活動促進支援補助金については、大企業の子会社は一律で補助対象者から外されている。補助対象者の拡充を図り、JAと大企業が共同出資した企業が積極的に農商工連携に取り組む環境を整えるべきである。

○農業者の所得向上に資する新たな効果を創出するためには、生産に加えて加工・流通までの関連産業を産地へ集積し、産地そのものが総合6次産業化都市へ進化することが必要である。そのためには、JAと大企業が共同出資した企業自らが6次産業化施設を設置する他、産地が自らの特徴を積極的にアピールし、関連産業の誘致に取り組んでいくことが重要である。地方自治体としては、自らが有する地域資源を活用する企業等に対する各種奨励措置の拡充に取り組む方法などが考えられるが、わが国経済が収縮傾向にある中、地方自治体の力だけで特定産業の集積を図るには限界があり、国と地方、官と民が一体となって産業集積の形成に取り組んでいくべきである。

b) <<農業生産の低コスト化>>の解決策

○農地の集約については、まずは、市や農地利用集積円滑化団体などが中心となり地域内の利用調整を行うべきであるが、私権に関わる領域であり調整には長い期間を要する。その一方で、市内には塩害等により未利用のままの国有農地（約13.6ha）があり、一団のまとまった農地であることから、参入企業等がこの農地の利用権設定を受けることができれば生産コスト低減につながる取組が可能である。しかし、国有農地については農業生産法人以外の法人による利用が一時的な研究調査等に限定され参入障壁となっている。このような大規模干拓地こそが、農業の大型省力化に適した用地である。農地の確保が容易である国有農地について、企業等によるリースでの長期営農を可能とするべきである。

○土地改良区が積極的に小水力発電設備の設置に係る一連の業務について主体的に取り組むことができるよう、企業との連携によるノウハウ拡充のモデルを構築する他、複雑さ等が課題となっている水利手続きの簡素化を図るべきである。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

・当市は西日本最高峰の石鎚山（1,982m）に代表される豊かな自然と豊富な地下水に恵まれ、従前より1次産業及び2次産業ともに盛んな地域として発展してきた。特に、環境省選定名水百選の「うちぬき」に象徴される豊富な水資源は当市の強みであり、清涼かつ潤沢な農業用水として古くから活用されてきた。また、豊かな水量を誇る地下水は、カット野菜などの食品加工ビジネスに対して安価かつ安定した清浄水供給を可能とし、食産業を集積するための大きなアドバンテージとなる。

②地理的条件

・当市は四国の中心部に位置し、特に四国西部から本州に向けたルートでは、当市域が拠点となるという特徴がある。また、松山発着の京阪神方面フェリー航路が廃止される中、当市では現在も京阪神方面フェリーが就航しており、当市以西の農産物の流通ルートとして活用されるなど、四国西部の物流拠点としての重要性が一層高まりつつある。

・当市は、四国最大の経営耕地面積（4,953ha；2010農林業センサス）を有しているが、その大半は1ha前後の中小規模のほ場であり、大規模効率化の遅れという課題を抱えている。

・当市には、昭和42年に完成した国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）が存在しており、現在は、国が約14ha、農業法人が約25haを所有している。広大な農地であるにもかかわらず、塩害などの影響を受けて長年手つかずのまま放置されてきた。地域としては、これらの農地の再生を願うところであり、資本金と技術力を有する企業の参入に期待を寄せている。

③社会資本の現状

・耕種（米麦、野菜、果樹、花き）全般や畜産ともに盛んな農業複合地帯であり、平場の優良農地から山間部農地まで様々な条件のほ場を擁する当市は、わが国農業の持続的発展を可能とせしめる新たな営農のあり方、仕組みを見出すための実験フィールドとして適地である。

・当市は、西日本有数の臨海工業団地を有し、大手企業の主力工場が立地するなど2次産業が盛んであり、総合6次産業化による経済発展の素地を備えている。（製造品出荷額等 約6,778億円：平成21年工業統計調査確報値（四国最大規模））

④地域独自の技術の存在

・当市では、平成14年度から工場廃熱と地下水の温度差を利用して冷熱を得るMH（水素吸蔵合金）冷水製造システムの開発に取り組んできた。また、平成19年度からは、環境に優しい食料生産システムの開発を目標に、冷水で培地を冷却することによりいちごの周年栽培を可能ならしめる実験と、サツキマスの養殖実験に着手し、いちごの周年栽培では高温環境下での開花や収穫期間の長期化等を確認し、サツキマスの養殖では体長約40cm、体重約1kgのサツキマスの養殖に成功した。

・上述の水素エネルギー活用事例は世界的にも評価が高く、平成20年度と平成22年度にはそれぞれアイスランドとドイツで開催された国際水素エネルギー学会へ招待され、発表の機会を得た。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

・当市には、関連工場が立地するなど住友連系企業との深い関わりが存在する。今般の取り組みの中核を担う住友化学グループは、肥料・農薬・農業資材等の開発や販売を通じて農業関連分野における事業を展開しており、農業現場の実態に即した知見・ノウハウを保有している。

・当市には、大手企業を下支えする優秀な技術を有する多くの地元中小企業が存在するが、それらの中には既に農業分野に進出している企業があるほか、進出に興味・関心を示す企業も存在する。

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

・野菜ソムリエ（農産物に関する知識やコミュニケーションの資格）を取得している市民が多数存在し、野菜ソムリエのコミュニティ団体である「ベジフルコミュニティえひめ西条支部」を設置している（平成23年9月末現在で99人所属）。

・野菜ソムリエを中心とした産地訪問や食に関する教室の開催などを積極的に行っているほか、全国の

市町村としては初めて日本野菜ソムリエ協会が実施する自治体パートナー制度へ登録しており、地域内外に対して当市の農産物をPRする取り組みが展開されている。

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

・当市の第三セクターである株式会社西条産業情報支援センターは、農商工の各分野にて事業者支援を行っており、多様な人材・企業ネットワークが構築されている。

・当市は、東京大学大学院農学生命科学研究科生物材料科学専攻、京都大学地球環境学堂、東京農業大学、東海大学と教育研究交流協定を締結し、更には独立行政法人総合地球環境学研究所と交流協定を締結している。これらの官学連携をもとに、防災、農林水産業振興、商工振興、スポーツ振興、健康増進などの幅広い分野における地域課題について研究者による専門的な指導を受けるとともに、研究者や学生に対して研究の場を提供するフィールド大学事業に取り組んでいる。特に防災分野では京都大学と連携した取り組みが評価され、国連国際防災戦略（UNISDR）が発行する2010年版事例集に掲載された。それを機会にベトナム中部のフエ市との交流が発展している。

・平成18年度からタイ国、香港、台湾へ向けた地場産品輸出販路開拓事業に取り組み、地元設立された地域商社（石鎚商事株式会社）が現地商社と連携することで、地域発の定期コンテナ便を開設することが可能となった。これらの事業は、当市が有するネットワークに地元のプレイヤーを組み込むことで完成したビジネスモデルであり、平成20年度では約420万円であった輸出金額が平成22年度には約3,500万円を記録し、平成23年度には半年間で前年度実績を上回る状況にある。今回の事業でも海外向け販路として活用することができる。そのような成果を受けて、当事例は、農林水産省と経済産業省による農商工連携ベストプラクティス30に選定されている。

・平成23年8月10日には、住友化学株式会社を筆頭株主に、西条市農業協同組合と株式会社西条産業情報支援センターが出資する「株式会社サンライズファーム西条」が設立され、地域農業の活性化を担う中核企業が誕生した。また、経団連プロジェクトへの参加企業を代表して、三菱重工業株式会社やパナソニック株式会社からの出資も10月に予定されている。

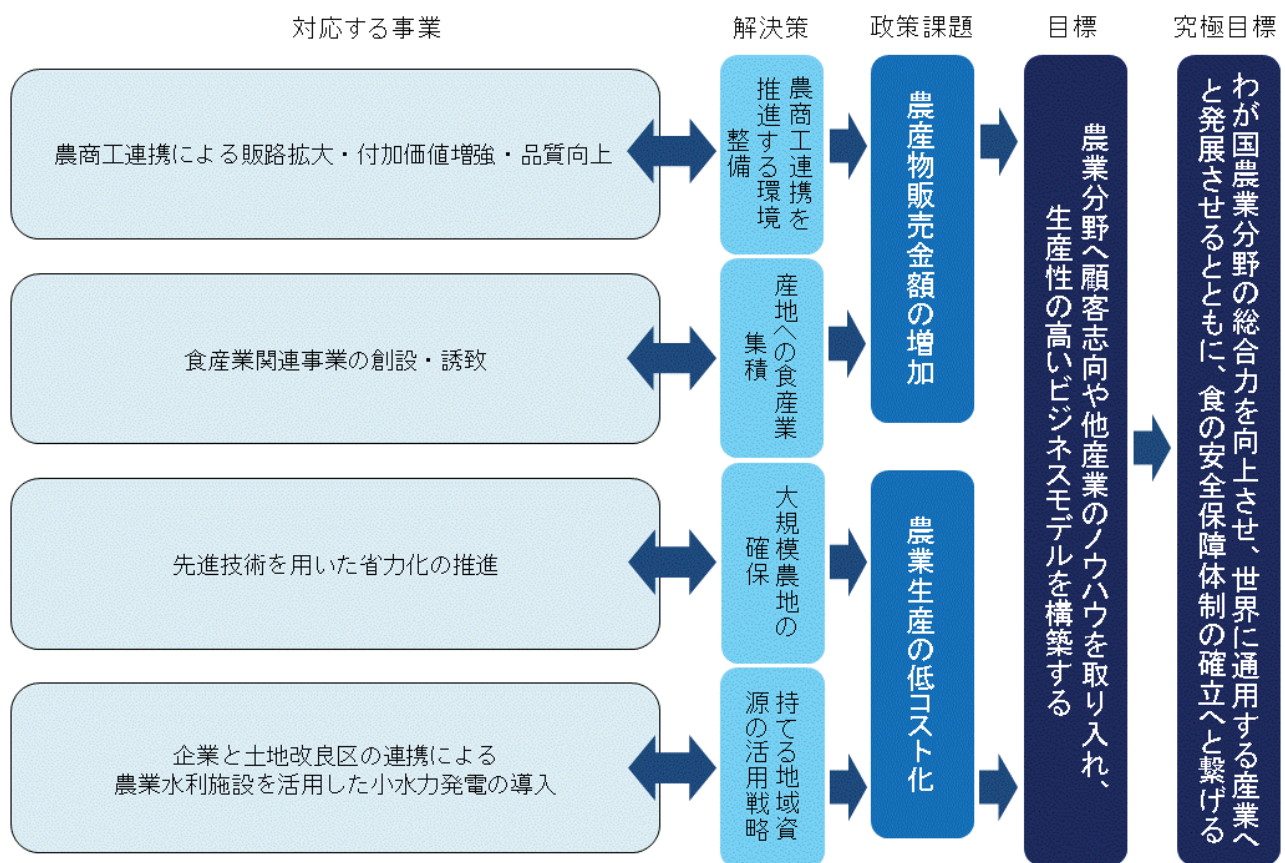
⑧その他の地域の蓄積

・平成14年度の施政方針において、全国に先駆けた総合6次産業化の推進を表明して以来、当市では数多くの取組を行ってきた。近年では、東京大学や京都大学との連携のもと、「木製都市」の実現に向けた林業再生事業を推進中である。

・これまでの当市の取組実績が評価され、経団連の「未来都市モデルプロジェクト」の実施地域として当市が選定された。平成23年8月24日には、当市とパートナー企業である住友化学株式会社との間で、愛媛県および経団連立会いのもとプロジェクト進出調印式が行われ、西条農業革新都市としての取組がスタートした。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容



<<農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上)>>

ア) 事業内容

- ・1～2年目は市内JAの既存系統流通に重心を置きつつ、企業ネットワークを活用した販路開拓の準備作業を進める。その成果を踏まえた上で、3～5年目を目途に京阪神方面を中心とした本格的な販路拡大を目指す。新たな販路開拓には、住友化学株式会社のグループ会社である日本エコアグロ株式会社のネットワークを活用するほか、これまでに当市が京阪神方面にて開拓した販路等を活用することで、産地化の前提として必要となる規模の販路を確保する。
- ・上記内容にて開拓した京阪神方面の販路に加えて首都圏や海外への販路を開拓することを目的に、農商工連携対策支援事業（経済産業省）を活用し、株式会社サンライズファーム西条を中心とした研究体制を確立し、新たな鮮度保持技術（鮮度保持フィルム、氷温技術など）の実用化に向けた研究開発や加工品の開発を行う。
- ・農業生産の規格化については、住友化学株式会社が開発した農業経営支援システムを活用し、地域農家のICT化を図る。なお、当該システムを利用するJAや農家に対しては、ログインIDとパスワードを無料配布する。また、地域農家が当該システムを効率的に活用できるようになることを目的に、当該システムを開発した住友化学株式会社が中心となり、スマートフォンなど携帯端末との連携性について改良を加え、当市にて当該システムを用いた商品の規格化を実証した後、システムの使用を希望する他地域への展開を図る。また、地域と企業による連携のもと、地域ブランド力の向上を図る。

イ) 想定している事業実施主体

住友化学株式会社／日本エコアグロ株式会社／住友ベークライト株式会社／大日本印刷株式会社／株式会社DNPフィールドアイ／株式会社サンライズファーム西条／西条市農業協同組合／周桑農業協同組合／東予園芸農業同組合／芙蓉海運株式会社／石鎚商事株式会社／東京農業大学／愛媛大学／独立行政法人産業技術総合研究所／社団法人氷温協会／愛媛県／株式会社西条産業情報支援センター／西条市 等

ウ) 当該事業の先駆性

- ・新規プレイヤーたる「株式会社サンライズファーム西条」が、農産物流通における市内JAの役割・立場を尊重することにより、新たに地域へ参入した企業と地域の既存の農業関係者とが連携し、双方が利益を得ることを目指すという商系／系統流通の新たな共生モデルを確立することができる。
- ・葉菜類の鮮度保持技術の強化は、首都圏や海外など遠隔地を対象とした更なる販路拡大を図る上では極めて重要なポイントである。したがって、わが国が積極的に農商工連携を推進することは、農業分野に顧客志向や他産業のノウハウを取り入れることで海外諸国の農業との差別化を図り、わが国農業が攻めの姿勢に転じることへと繋がるものである。
- ・当該事業を通じて多様な農産物流通経路を確立することにより、国内に向けては日本エコアグロ株式会社（住友化学グループ企業）、海外に向けては石鎚商事株式会社を中心とした独自販路がそれぞれ確立され、地方としては類例の無い国内と海外の双方に農産物の独自販路（商社機能）を有する都市となり、目指すべき「総合6次産業化都市」としての地歩を固めることができる。
- ・国内で比較してもほ場面積が小規模である四国地方で効率的な農業経営を行うためには、当該システムのようにほ場ごとの生産性や効率性を分析し、記録として残すことができる仕組みを活用することが重要である。したがって、その効果は当市に止まらず、四国地方をはじめとする同様の地域に対しても波及する可能性がある。

エ) 関係者の合意の状況

- ・今般のプロジェクトで想定する販路のスケールが、株式会社サンライズファーム西条の生産量と比較して圧倒的に大きいため、その影響は広く農業者に対しても及ぶこととなる。したがって、企業との連携による出口戦略の拡充に対する期待の声が、地元JAを中心に数多く寄せられている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・日本エコアグロ株式会社は、住友化学株式会社が長野県と大分県で経営している農場から産出される農産物の販売を手がけており、既に首都圏および京阪神地区における販売実績を有していることから、今回のプロジェクトにおいても一定程度の確実性をもって販路開拓を行うことができる。
- ・極端な円高や震災の影響といった、輸出を行う上では逆風の環境下においても、当市発の地場産品輸出ビジネスは順調に成長を続けている。石鎚商事株式会社は、愛媛県のタイ国・台湾・香港に向けた地域商社に指定されるなど経験も豊富で、柑橘、柿、いちごなど青果物の輸出経験も有している。
- ・農業経営支援システムを開発した住友化学株式会社は、当該システムを当市以外の地域へ水平展開することにも前向きな意思を示している。今後は、経済産業省の「地域新成長産業創出促進事業費補助金～IT利活用による農業産業化支援事業～」の採択を受け、四国広域で農業の企業的経営（＝経営の見える化・生産の見える化・顧客の見える化）を推進することを目的として組織された「IT農援隊」との連携を予定しており、両者が強みや課題を共有していくことで、広域的な効果波及を目指していく。

<<食産業関連事業の創設・誘致>>

ア) 事業内容

- ・3～5年目を目処に、株式会社サンライズファーム西条と地元関係者が共同で、簡易な加工と包装作業を行うパッケージ・加工センターを整備する。整備費用については6次産業化推進整備事業（農林水産省）を活用するとともに、総合特区利子補給金による融資制度を活用する。また、当該施設では、ICチップを用いた生産数量管理を行い、農業経営支援システムとの連携を図ることで、生産者の手間を削減する取組を実施する。
- ・西条市企業立地促進条例の一部改正により、当市の強みである豊富な水資源や四国の中心部に位置するという地理的条件を活かし、食産業の集積を目指すべく加工・流通分野の企業参入に対する奨励措置を創設する。また、地域協議会に企業誘致・参入促進部会を設立し、日本政策投資銀行や地方銀行などが有する情報ネットワークを活用することで関連企業の誘致・参入の促進を図る。なお、食産業集積の形成にあたっては、総合特区利子補給金による融資制度を活用する。
- ・西条市企業立地促進条例を一部改正することにより、企業等が自ら取り組む植物工場等の先進農業の取組に対して奨励措置を用いて支援し、企業の栽培技術力や農業生産力を向上させる。

イ) 想定している事業実施主体

住友化学株式会社／大日本印刷株式会社／株式会社日本システムグループ／株式会社サンライズファーム西条／食品加工流通関連事業者／西条市農業協同組合／周桑農業協同組合／東予園芸農業同組合／日本政策投資銀行／三井住友銀行／伊予銀行／愛媛銀行／愛媛県／株式会社西条産業情報支援センター／西条市 等

ウ) 当該事業の先駆性

・新たに設立するパッケージ・加工センターでは、I Cチップを用いて生産数量管理を行い、更には農業経営支援システムへと連動させることを予定しているが、このことはI C T化の推進が遅れているわが国農業分野において、現場の作業効率化を目的とした農業I C T化の第一歩となるとともに、トレーサビリティの確保へと繋がるものである。

・食関連産業を産地へ集積させ、生産・加工・流通が一体化した総合6次産業を創出することは、設備投資や農商工連携等の事業活動が活発化することにより、関連産業の高度化や雇用の増進に繋がるものであり、食関連産業やその他産業の集積を図ろうとしている他地域に対するモデル事例となることができる。

エ) 関係者の合意の状況

・食産業集積に係る農業者からの期待度は高く、地域協議会にて同様の意見が聞かれた。また、食産業の集積化については、既に事業内容に賛同する日本政策投資銀行や地方銀行が地域協議会の企業誘致・参入部会へ加入しており、関連企業の誘致等に向けた体制が整備されている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

・特になし

<<先進技術を用いた省力化の推進>>

ア) 事業内容

・企業が有する様々な要素技術（G P S技術の活用による農機の自動運転や肥料・農薬の精密散布、ライブカメラによる遠隔ほ場監視と画像診断など）を総合的に株式会社サンライズファーム西条の農場経営へ組み込み、先進的農業経営モデル確立のための実証実験を行う。

・1～2年目は、平成23年11月から生産を開始する株式会社サンライズファーム西条の農場（市内神戸地区5ha）でのレタス・キャベツ・ネギの栽培を軌道に乗せることに注力する。先進技術の導入については、ライブカメラによる遠隔ほ場監視や画像診断など、ほ場の拡大・集約化を条件としない技術から導入を開始する。3年目前後から20haを目標にほ場の拡大を図り、導入が可能となった段階にて、G P S技術の活用による農機の自動運転や肥料・農薬の精密散布など、ほ場の拡大とともに導入が可能となる技術についても実験に着手する。

・また、塩害などの影響により耕作が極めて難しい状況である国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）について、一般の農地と同様に企業による賃借での長期営農が可能となるよう要望した後、綿花、ナタネ、トウモロコシ、ヒマワリ、蕎麦、らっきょう、ニラ、アルファルファ等を用いて塩害対策作物探索スクリーニングを実施する。実証実験期間中には、株式会社住化分析センターにて試験開始前後に土壌データを分析するほか、2～3ヶ月ごとの中間調査を実施する。また、平成23～25年度にかけて国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）における基礎調査の実施を予定している農林水産省中国四国農政局と緊密な情報交換を行うものとする。

・3作終了時には、国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）における事業化の可能性を総合的に判断し、土地改良計画を検討・立案する。耕作可能と判断した場合は、株式会社サンライズファーム西条が農業生産を開始し、企業が有する様々な先進技術を導入する。また、農業参入を希望する市内外の企業等の参入を促し、一般農地では実現することが難しい企業による生産団地化の実現を図る。

・上記サンライズファーム西条による実証実験の結果をもとに、実用化が容易な技術から地域内での適用を図り、更には大規模農業を行う北海道や東北地方への技術展開もあわせて検討する。

イ) 想定している事業実施主体

住友化学株式会社／株式会社住化分析センター／三菱重工業株式会社／三菱農機株式会社／パナソニック株式会社／日立造船株式会社／ヤマハ発動機株式会社／西条市農業協同組合／株式会社サンライズファーム西条／株式会社西条産業情報支援センター／西条市 等

ウ) 当該事業の先駆性

- ・わが国が得意とする先端技術分野の力を、農業生産分野でも積極的に活用していくことは、厳しい世界競争の中にさらされるわが国農業が、生き残りをかけて儲かる農業のあり方を模索していく上での第一歩となる。
- ・地域農業関係者や市三セクが出資する法人が、上述の実証研究に積極的に関与することで、先進技術を地域へ円滑に波及させることが可能となり、企業と農業関係者が協力・協調して地域経済を活性化していく一つのモデルを構築することができる。
- ・国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）は完成から現在に至るまでの約40年間、塩害等により農地として十分な活用ができないままの状態が継続している。このような条件不利地での大規模な再生実験を行うことは、全国における他の類似事例の解決にも資するものである。
- ・国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）の再生試験の成果については、津波による塩害が著しい東北地方の農地に適用することも可能であり、被災地の農地再生に寄与する可能性を秘めた事業である。

エ) 関係者の合意の状況

- ・株式会社サンライズファーム西条に対しては、住友化学株式会社を筆頭株主に、地元からは西条市農業協同組合と株式会社西条産業情報支援センターが出資し、その他経団連関係企業としては、三菱重工業株式会社やパナソニック株式会社が出資を予定しており、当該地域において先進技術の共同使用やノウハウの共有等が円滑に行われるための体制が構築されている。
- ・地域協議会の議論の中で反対意見は無く、地域にとって長年の課題であった国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）の再生に大きな期待が寄せられている。
- ・地域協議会では、耕作放棄地解消の観点から、今般株式会社サンライズファーム西条が事業を予定するほ場に加え、新たに別の地域でのほ場開設を望む旨の意見が出されている。これは企業と農業関係者が協力・協調することに対する高い期待感を反映したものと解される。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・特になし

<<企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入>>

ア) 事業内容

- ・土地改良区が主体となって農業用ダムや農業用水路などの農業水利施設の落差等を活用した小水力発電を設置し、農業水利施設の操作用電力削減により生産者の維持管理費負担金の軽減を図る。なお、農業水利設備を活用した小水力発電設備の設置を加速させるため、小水力発電の設備設置に係る許可手続きの簡素化を要望する。
- ・土地改良区単体では一連の手続きや設備設置に関するノウハウが乏しいため取り組むことが難しい小水力発電設備の設置について、既に小水力発電設置運営に係るノウハウを有する住友共同電力株式会社がアドバイザーとして参画することにより事業の遂行を後押しすることで、企業と土地改良区による新たな連携モデルを構築する。
- ・平成24年度には設計等を含めた詳細調査を実施し、平成25年度から設置工事を開始し、平成26年度からの運転開始を目標とする。

イ) 想定している事業実施主体

道前平野土地改良区／住友共同電力株式会社／愛媛県／西条市 等

ウ) 当該事業の先駆性

- ・土地改良区が設置者となって農業用水利施設へ水力発電設備を設置することは、四国では初めての事例となる。
- ・農業用水の水利権を有する土地改良区が主体となって小水力発電設備の設置に取り組むモデルを構築することは、農業者の負担軽減へと繋がるだけでなく、わが国のエネルギー政策にとってもプラスの影響を与えるものである。

エ) 関係者の合意の状況

- ・事業主体となる道前平野土地改良区が、小水力発電設備の導入に対して積極的な姿勢である。
- ・地域協議会に小水力発電部会を設置し、土地改良区と企業との連携による推進体制が確立されており、河川管理者である愛媛県と調整を進めている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・特になし

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- 西条市企業立地促進条例の一部改正（平成24年3月改正予定／食品加工企業・利水企業の立地・参入に対する奨励措置の創設／詳細は別紙参照）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- 効率的な農地利用の実現に向け、地域内の利用調整の方法・体制等について検討（平成23年度中）

c) 地方公共団体等における体制の強化

- 「未来都市モデルプロジェクト」推進チームを設置（平成23年5月設置／人員21名）

- 平成23年9月議会にて「未来都市モデルプロジェクト」推進事業として250万円を予算措置

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 平成23年3月7日に経団連が「未来都市モデルプロジェクト」実証地域として当市を指定

- 住友化学株式会社を筆頭株主に、西条市農業協同組合と株式会社西条産業情報支援センターが出資し、平成23年8月10日に当事業の実施主体となる株式会社サンライズファーム西条を設立。平成23年8月24日には、当市と住友化学株式会社との間でプロジェクト進出調印式を行った。

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 数値目標の事後評価の計画

数値目標(1)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(2)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(3)：毎年度末に評価実施予定

数値目標(4)：平成28年2月（2015年農林業センサス）に評価実施予定

b) 事後評価における地域協議会の意見の反映方法

○西条市役所内に設置する「未来都市モデルプロジェクト」推進チームにて課題点等を精査することで、地域協議会と行政が課題意識を共有化し、更なる課題解決へと取り組んでいく。

c) 事後評価における地域住民の意見の反映方法

○地域協議会での事後評価結果を西条市役所ホームページ上にて公開し、地域住民の意見を募集する。提出された意見は地域協議会へフィードバックし、その反映方法を協議検討する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

- 平成23年3月7日：経団連「未来都市モデルプロジェクト」実証地域名の発表
- 平成23年8月10日：株式会社サンライズファーム西条を設立
- 平成23年8月24日：愛媛県庁にて西条農業革新都市プロジェクト進出表明調印式を実施
- 平成23年11月頃：株式会社サンライズファーム西条が生産を開始、JAの系統出荷を活用しながら、新たな販路開拓を模索（3年目以降は系統と商系の両立）
- 平成23年度中：農業経営支援システムの導入開始、西条市企業立地促進条例の一部改正、国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）での実証実験に向けた準備開始、ライブカメラなどほ場の拡大・集約化を条件としない技術の導入開始
- 平成24年度：農商工連携による鮮度保持技術や加工品の開発開始、企業誘致・参入促進部会を中心とした食産業集積形成の取組開始、株式会社サンライズファーム西条がほ場拡大を開始、小水力発電の詳細調査（設計を含む）
- 平成25年度：京阪神方面に向けた新たな販路開拓の開始、パッケージ・加工センターの整備、ほ場の拡大が条件となる技術の導入開始、小水力発電の設置工事
- 平成26年度：首都圏や改題に向けた販路の開拓開始、国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）の事業化可能性の判断、小水力発電設備の運転開始
- 平成27年度：国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）の企業による生産団地化に向けた取組開始

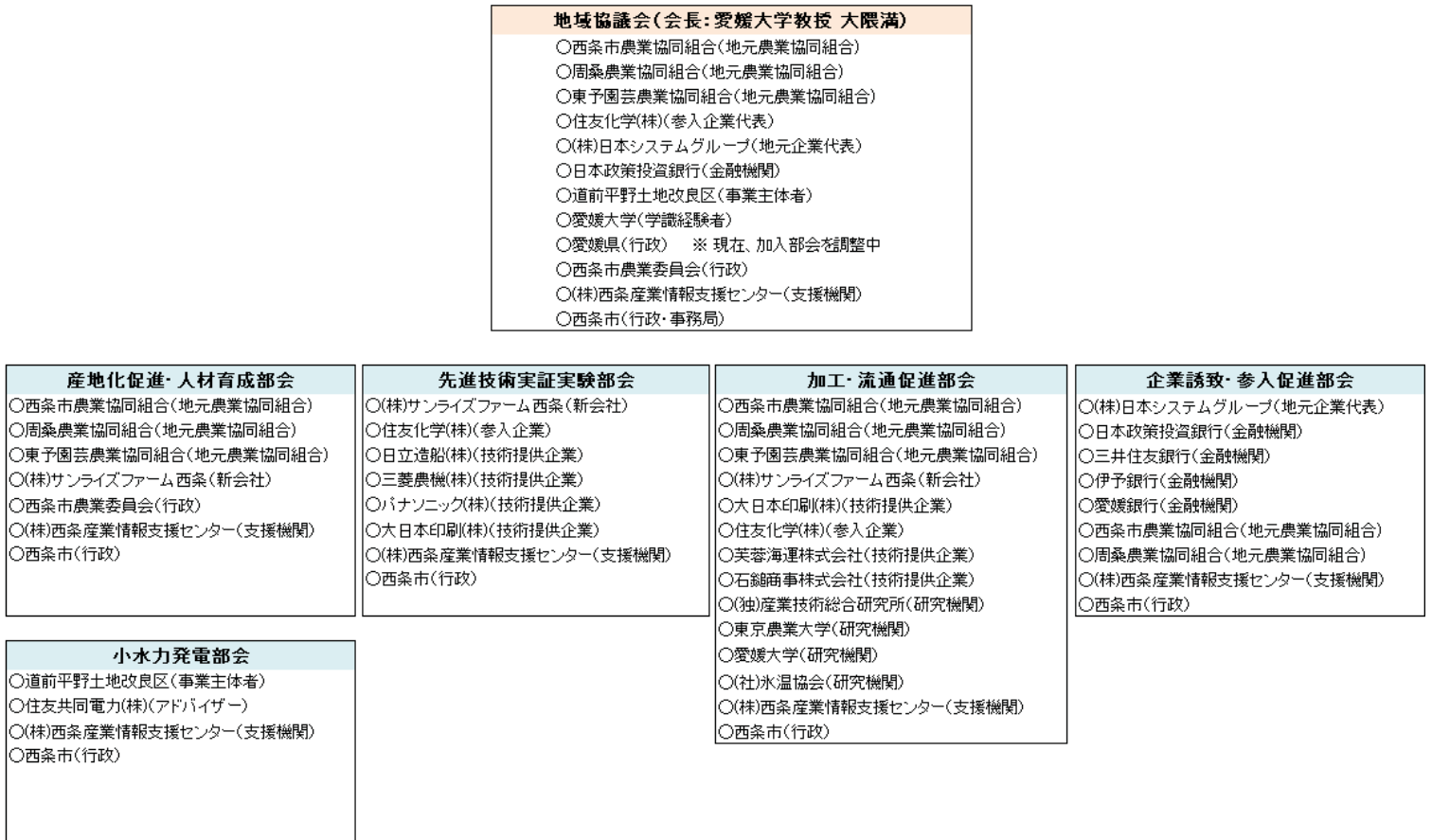
西条農業革新都市想定スケジュール

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H27年度以降
農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上		JAの系統出荷を活用しながら、新たな販路開拓を模索(3年目以降は系統と商系の両立)				
			京阪神方面に向けた新たな販路開拓の開始			
		農商工連携による鮮度保持技術や加工品の開発				
			首都圏や海外向け販路の開拓			
		農業経営支援システムの地域への導入				
食産業関連事業の創設・誘致			パッケージ・加工センターの整備			
		西条市企業立地促進条例の一部改正				
		企業誘致・参入促進部会を中心とした食産業集積形成の推進				
先進技術を用いた省力化の推進		第一段階にて確保した農地にてサンライズファーム西条が生産開始、その後20haへの拡大を模索				
		国営干拓事業燧灘地区（楠河西工区）での塩害対策実証実験				
				事業化可能性の判断		
			企業による生産団地化の推進			
企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入		ライブカメラなど圃場の拡大・集約化を条件としない技術の導入開始				
			(ほ場の拡大が条件となる技術の導入開始(ほ場拡大の状況によっては遅延の可能性あり))			
		導入に向けた詳細調査の実施				
		設置工事				
				運転開始		

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

- 平成23年6月3日：「西条農業革新都市」地域協議会を設立
 当初構成員：西条市農業協同組合／周桑農業協同組合／東予園芸農業協同組合／住友化学株式会社／株式会社日本システムグループ／愛媛大学農学部／株式会社西条産業情報支援センター／西条市農業委員会／西条市
 設立目的：日本経済団体連合会による「未来都市モデルプロジェクト」実証地域の指定を受けたことを機に、将来の地域農業のあり方を考え行動する。
- 平成23年6月3日：第1回「西条農業革新都市」地域協議会を開催
- 平成23年7月27日：「西条農業革新都市」地域協議会に新たに愛媛県が参画
- 平成23年7月27日：第2回「西条農業革新都市」地域協議会を開催
- 平成23年8月30日：「西条農業革新都市」地域協議会を総合特別区域法に基づく地域協議会として位置付け、総合特別区域の指定申請を目指す
- 平成23年8月30日：第3回「西条農業革新都市」地域協議会（第1回法定地域協議会）を開催
- 平成23年9月15日：第4回「西条農業革新都市」地域協議会（第2回法定地域協議会）を開催
- 平成23年9月27日、28日：第5回「西条農業革新都市」地域協議会（第3回法定地域協議会）を持ち回りにて開催
- 平成23年9月28日：「西条農業革新都市」地域協議会が新たに「産地化促進部会」「先進技術実証実験部会」「加工・流通促進部会」「企業誘致・参入促進部会」「小水力発電部会」を設置し、新たなメンバーが参画

「西条農業革新都市」地域協議会 体制図



別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

西企調第87号の2

平成23年9月30日

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

西条市長 伊藤 宏太郎

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

西条市

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名: 西条市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	国有農地における賃借での営農利用を許可	国有農地の権利移動については、自作農創設等を目的として国が農地買収を行ってきた経緯があることにより売渡しを前提とした制度体系となっている。このため、農業生産法人以外の法人が農業利用目的で賃付けを受けようする場合、一時的かつ試験研究等を行うものでなければ権利を取得することができない。	国有農地についても一般農地と同様、農業生産法人以外の法人による賃借での営農利用を認める。	農業生産法人以外の法人が賃付けを受けて農業利用する事業を計画しているが、本格的な営農を行う場合には、いったん農地利用集積円滑化団体等が所有権を取得してその法人に転賃する等に手段が限られ、円滑な利用権取得が見込まれないことから参入の障壁になっている。	政策課題「農業生産の低コスト化」について、先進技術導入による省力化の効果を最大限発揮させるため、集約化された大規模農地を確保することが望まれるが、わが国の農地は海外諸国と比較してほ場規模が小さく、いかに大規模農地を確保するのが課題となっている。実際に、株式会社サンライズファーム西条が第一段階で確保した約5haの農地は、地元JAの協力を得て約半年間をかけて調整したにもかかわらずバラバラの状態(6区分、平均面積0.8ha)であり、集約化の目的が立っていない状況にある。	農地を短時間で集約化することは非常に難しく、地方自治体や農地利用集積円滑化団体などが中心となり、効率的な農地利用の実現に向け、地域内の利用調整の方法・体制を整えることが必要である。その一方で、近隣地域には長年の間放置され、地域住民が改善を要望する大規模な国有農地が存在するにもかかわらず、企業による利活用は制限されている。このような大規模干拓地こそが、農業の大型省力化に適した用地であるため、大規模農地の確保が容易である国有農地について、リースでの長期営農を可能とすべきである。	・農地法等の一部を改正する法律附則第8条 ・(旧)農地法第78条 ・(旧)農地法施行令第15条、第15条の2 ・(旧)農地法施行規則第44条、第44条の2、第44条の3	農林水産省	○				
	小水力発電設置の許可手続きの簡素化	土地改良区による農業水利施設への小水力発電設備の設置を推進するにあたり、一連の許可手続きが煩雑となっているため、手続きの簡素化を求めるもの。	農業用水として権利を有する水利のみを利用して実施される小水力発電設備設置に係る認可手続きを簡素化する。	西条市の農業水利設備において、経済産業省、農林水産省による包蔵水利に関する各種調査が実施されており、多くの開発候補地点が抽出されている。しかし、土地改良区には小水力発電に係るノウハウが蓄積されていないため、手続きの煩雑さ等の理由により、これまで土地改良区が主体となって設置した事例が存在しない。	政策課題「農業生産の低コスト化」について、様々な地域資源の活用戦略を立案することが考えられる中で、特に農業水利施設を維持管理する土地改良区が主体となった農業水利施設への小水力発電設備の積極的導入について着目している。農業水利施設の管理者である土地改良区が単独で一連の業務に取り組むには、手続きや設備設置に関するノウハウが乏しい状況にあるため、小水力発電設備の導入が十分に進んでいない状況にある。	土地改良区が積極的に小水力発電設備の設置に係る一連の業務について主体的に取り組むことができるよう、水利手続きの複雑さなどが課題となっている手続きの簡素化を図るべきである。	総合特別区域法第49条～52条 河川法23.24.26条	国土交通省	○				
	新事業活動促進支援補助金における補助対象者の拡充	大企業の農業分野への進出に際して、子会社等を活用し、農商連携等を進めることは農業の活性化に大きな効果をもたらすことが期待されるが、現状、当該分野の主要な支援制度である新事業活動促進支援補助金については、公募要領において、大企業の子会社は一律で補助対象者から外されており、上記のような事例の場合、十分な支援を受けることができない。	農商連携分野の主要な支援制度である新事業活動促進支援補助金について、みなし大企業を補助対象とする。	地域農業者や地域中小企業と有機的な連携を通じて地域農業の活性化をめざし、サンライズファーム西条が計画している農商連携事業において、当該補助制度の活用を希望しているが、現状ではみなし大企業にあたるため、当該制度を活用することができない。当該制度を十分に活用できれば、地域農業により大きな効果が期待できる。	政策課題「農業者の所得向上」について、販路開拓のエリアを近隣地域へ限定してしまうのではなく、国内外を問わず安定的な販路の拡大を図ることが望まれ、特に葉物野菜については鮮度をいかに保持するかが課題となっている。今後は、当市のように地元JAと大手企業が共同出資によって新会社を設立して農業活性化に取り組む連携モデルが増えてくること想定されるが、そのような企業による農商連携への取り組みを積極的に応援することができる環境整備が必要である。	地元JAと大手企業が共同出資によって設立された企業が、積極的に農商連携に取り組むことで農業活性化へと繋がるものと考えられるが、当該分野の主要な支援制度である新事業活動促進支援補助金については、大企業の子会社は一律で補助対象者から外されている。補助対象者の拡充を図り、JAと大手企業が共同出資した企業が積極的に農商連携に取り組む環境を整えるべきである。	新事業活動促進支援補助金 農商工等連携対策新事業(事業化・市場化支援事業) 公募要領	経済産業省		○			

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	第1回「西条農業革新都市」地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年6月3日
地域協議会の構成員	西条市農業協同組合 参事 木村 春雄 周桑農業協同組合 代表理事専務 戸田 耕二 東予園芸農業協同組合 常務理事 佐伯 藤雄 住友化学株式会社 CSR推進室部長 西 広信 住友化学株式会社 アグロ事業部営業部長 宮芝 望 株式会社日本システムグループ 代表取締役 文野 豊 愛媛大学農学部 教授 大隈 満 西条市農業委員会 会長 近藤 康伸 西条市農業委員会 農政部会長 日野 重忠 株式会社西条産業情報支援センター 統括マネージャー 徳永 猛 西条市 副市長 藤田 義規
協議を行った日	平成23年6月3日
協議の方法	総合特区制度の説明、事業概要の説明
協議会の意見の概要	1. 先進技術について。 2. 実証実験を実施地域について。 3. 耕作放棄地の活用について。 4. 新たな販路開拓について。 5. 農地の確保について。
意見に対する対応	1. については、概要を説明。 2. については、旧西条市区域のほ場を予定していることを説明。 3. については、住友化学が他県で実施している事例では耕作放棄地を活用しており、当市においても活用を検討していることを説明。 4. については、想定される新たな販路を説明し、次回地域協議会以降に詳細を提示することとした。 5. については、新たに設立する法人は民間企業からの出資が50%を超えていることから、現行法に沿ってリースで対応することを説明。

地域協議会の名称	第2回「西条農業革新都市」地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年6月3日
地域協議会の構成員	西条市農業協同組合 参事 木村 春雄 周桑農業協同組合 代表理事専務 戸田 耕二 東予園芸農業協同組合 常務理事 佐伯 藤雄 住友化学株式会社 CSR推進室部長 西 広信 住友化学株式会社 アグロ事業部営業部長 宮芝 望 株式会社日本システムグループ 代表取締役 文野 豊 愛媛大学農学部 教授 大隈 満 愛媛県東予地方局 産業経済部長 越智 典雄 西条市農業委員会 会長 近藤 康伸 西条市農業委員会 農政部会長 日野 重忠 株式会社西条産業情報支援センター 統括マネージャー 徳永 猛 西条市 副市長 藤田 義規
協議を行った日	平成23年7月27日
協議の方法	総合特別区域法の成立と今後のスケジュールの説明、申請内容の説明
協議会の意見の概要	1. サンライズファーム西条の概要について。 2. 販売・流通面でのサンライズファーム西条とJAとの関係について。 3. 栽培作物について。 4. 農地の確保について。 5. 具体的な事業内容について。
意見に対する対応	1. については、概要を説明。 2. については、サンライズファーム西条で作った野菜は、当面の間は系統への出荷を予定していることを説明。 3. については、レタス、キャベツ、ネギなどの葉物野菜からスタートすると説明。 4. については、新たに設立する法人は民間企業からの出資が50%を超えていることから、現行法に沿ってリースで対応することを説明。 5. については、次回地域協議会でより細かな事業内容を提示することを説明。

地域協議会の名称	第3回「西条農業革新都市」地域協議会（第1回法定協議会）
地域協議会の設置日	平成23年6月3日
地域協議会の構成員	西条市農業協同組合 参事 木村 春雄 周桑農業協同組合 代表理事専務 戸田 耕二 東予園芸農業協同組合 常務理事 佐伯 藤雄 住友化学株式会社 CSR推進室部長 西 広信 住友化学株式会社 アグロ事業部営業部長 宮芝 望 株式会社日本システムグループ 代表取締役 文野 豊 愛媛大学農学部 教授 大隈 満 愛媛県東予地方局 産業経済部長 越智 典雄 西条市農業委員会 会長 近藤 康伸 西条市農業委員会 農政部会長 日野 重忠 株式会社西条産業情報支援センター 統括マネージャー 徳永 猛 西条市 副市長 藤田 義規
協議を行った日	平成23年8月30日
協議の方法	事業内容に関する詳細説明、規制緩和等の概要説明
協議会の意見の概要	1. 農業経営支援システムについて。 2. 今後のサンライズファーム西条とJAの関係について。 3. 河原津干拓の活用方法について。 4. 小水力発電の概要について。 5. パッケージ・加工センターが整備できれば、生産者の所得も上がっていくと期待している。 6. 新たな販路拡大に大変期待している。
意見に対する対応	1. については、概要を説明。 2. については、事業内容で説明したとおり、企業と農業関係者の双方が利益を得られるよう、系統と商系の共生モデルを築きあげることを説明。 3. については、企業による長期営農が可能となるよう規制緩和を要望した上で、再生実験を実施することを説明。 4. については、事前調査を行ったのち、市内2地点に絞り込んでおり、道前平野土地改良区が前向きな姿勢を示していることを説明。

地域協議会の名称	第4回「西条農業革新都市」地域協議会（第2回法定協議会）
地域協議会の設置日	平成23年6月3日
地域協議会の構成員	西条市農業協同組合 参事 木村 春雄 周桑農業協同組合 代表理事専務 戸田 耕二 東予園芸農業協同組合 常務理事 佐伯 藤雄 住友化学株式会社 CSR推進室部長 西 広信 住友化学株式会社 アグロ事業部営業部長 宮芝 望 株式会社日本システムグループ 代表取締役 文野 豊 愛媛大学農学部 教授 大隈 満 愛媛県東予地方局 産業経済部長 越智 典雄 西条市農業委員会 会長 近藤 康伸 西条市農業委員会 農政部長 日野 重忠 株式会社西条産業情報支援センター 統括マネージャー 徳永 猛 西条市 副市長 藤田 義規
協議を行った日	平成23年9月15日
協議の方法	事業内容、規制緩和等、地域の責任ある関与について説明の後、質疑応答
協議会の意見の概要	1. 河原津干拓の活用方法について。 2. 河原津干拓を活用する際、土壌分析や客土が必要ではないか。 3. 小水力発電の概要について。 4. 企業立地促進条例による優遇制度について。 5. 今後のサンライズファーム西条とJAの関係について。 6. 規制緩和等について、承認を求める。（会長）
意見に対する対応	1. については、小規模で3年かけて除塩対策に効果がある作物の実証実験を行い、効果が確認できた後、規模を拡大して企業の生産団地化を図ることを説明。 2. については、土壌試験は定期的実施することを説明。また、客土等の方法については、除塩の効果が確認できた後に実施することとなるが、現行の制度では企業による営農が不可能であり、規制緩和が認められることが前提であることを説明。 3. については、事前調査を行ったのち、市内2地点に絞り込んでおり、道前平野土地改良区が前向きな姿勢を示していることを説明。 4. については、概要を説明。 5. については、事業内容で説明したとおり、企業と農業関係者の双方が利益を得られるよう、系統と商系の共生モデルを築きあげていくことを説明し理解を得た。 6. 規制緩和項目等の了承を得て、申請書の作成に着手することとした。

地域協議会の名称	第5回「西条農業革新都市」地域協議会（第3回法定協議会）
地域協議会の設置日	平成23年6月3日
地域協議会の構成員	西条市農業協同組合 参事 木村 春雄 周桑農業協同組合 代表理事専務 戸田 耕二 東予園芸農業協同組合 常務理事 佐伯 藤雄 住友化学株式会社 CSR推進室部長 西 広信 住友化学株式会社 アグロ事業部営業部長 宮芝 望 株式会社日本システムグループ 代表取締役 文野 豊 愛媛大学農学部 教授 大隈 満 愛媛県東予地方局 産業経済部長 越智 典雄 西条市農業委員会 会長 近藤 康伸 西条市農業委員会 農政部長 日野 重忠 株式会社西条産業情報支援センター 統括マネージャー 徳永 猛 西条市 副市長 藤田 義規
協議を行った日	平成23年9月28日
協議の方法	書面会議（持ち回り）にて、地域協議会への部会の設置及び新しい委員の加入、総合特別区域制度に係る区域指定申請書の提出について説明の後、質疑応答
協議会の意見の概要	1. 地域協議会への部会の設置及び新しい委員の加入について承認する。 2. 総合特別区域制度に係る区域指定申請書の提出について承認する。
意見に対する対応	1. 地域協議会への部会の設置及び新しい委員の加入、総合特別区域制度に係る区域指定申請書の提出について承認を得て、「西条農業革新都市」地域協議会が新たに「産地化促進部会」「先進技術実証実験部会」「加工・流通促進部会」「企業誘致・参入促進部会」「小水力発電部会」を設置し、新たな委員として、日立造船株式会社、三菱農機株式会社、パナソニック株式会社、大日本印刷株式会社、芙蓉海運株式会社、石鎚商事株式会社、独立行政法人産業技術研究所、東京農業大学、社団法人氷温協会、日本政策投資銀行、三井住友銀行、伊予銀行、愛媛銀行、道前平野土地改良区、住友共同電力株式会社が参画することとなった。 2. 内閣官房地域活性化統合事務局へ総合特別区域制度に係る区域指定申請書を提出することとなった。

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
農商工連携による 販路拡大・付加価値 増強・品質向上	新事業活動促進支援補助金における補助対象者の拡充（財政支援の特例措置） 農商工等連携対策支援事業（財政上の支援措置）	○
食産業関連事業の 創設・誘致	6次産業化推進整備事業（財政上の支援措置） 総合特区利子補給金による融資制度の活用（金融上の支援措置）	
先進技術を用いた 省力化の推進	国有農地の有効活用（規制の特例措置）	○
企業と土地改良区 の連携による農業 水利施設を活用し た小水力発電の導 入	小水力発電設置の許可手続きの簡素化（規制の特例措置） 小水力等農業水利施設利活用支援事業（調査・設計）（財政上の支援措置） 地域自主戦略交付金のうち地域用水環境整備事業（整備）（調査・設計）（財政上の支援措置）	○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	西条市	担当部署名	企画情報部	担当者名	電話番号	E-Mail		
総合特別区域の名称	西条農業革新都市総合特区			国際・地域の別	地域	対象地域	西条市の区域	計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 27 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
1	農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上	首都圏や海外への販路を開拓することを目的に、葉物野菜の鮮度保持技術を開発する。	株式会社サンライズファーム西条 他	経済産業省	農商工等連携対策支援事業	拡充	農商工等連携対策支援事業の事業実施主体の要件にみなし大企業を追加する。	30,000		15,000	15,000		
								20,000		10,000	10,000		
2	食産業関連事業の創設・誘致	企業と地元が共同で、簡易な加工と包装作業を行うパッケージ・加工センターを整備する。	株式会社サンライズファーム西条 他	農林水産省	6次産業化推進整備事業			300,000			300,000		
								150,000			150,000		
3	企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入	生産者の維持管理費負担金を軽減させること目的に、志河川ダム・両岸分水への小水力発電設置に係る詳細調査を実施する。	道前平野土地改良区	農林水産省	小水力等農業水利施設利活用支援事業(調査・設計)			8,000		8,000			
								8,000		8,000			
4	企業と土地改良区の連携による農業水利施設を活用した小水力発電の導入	生産者の維持管理費負担金を軽減させること目的に、志河川ダム・両岸分水へ小水力発電を設置する。	道前平野土地改良区	農林水産省	地域自主戦略交付金のうち地域用水環境整備事業(整備)			100,000			100,000		
								50,000			50,000		
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。